

これまでの議論の整理（報告書素案）

1 個人事業者等の業務上の災害の把握等

(1) 業務上災害の報告の仕組み

報告主体、報告対象、罰則等について引き続き詳細を検討中・・・別紙①

(2) 業務上の脳・心臓疾患及び精神障害の報告の仕組み

- 個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、以下の理由から、他の業務上災害とは区別して、個人事業者自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備する。その際、業種・職種別団体（特別加入団体を含む。以下同じ。）が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとする。
 - ・ 脳・心臓疾患や精神障害の原因の特定が困難な場合があること（現在の仕事の発注者等だけが原因でない場合も考えられる）
 - ・ 発注者等、仕事の受託に関わる者による報告を想定した場合、個人事業者に対する不利益な取扱いにつながる懸念があること
 - ・ 特にメンタルヘルスに関しては個人情報保護に留意する必要があること
 - ・ 個人事業者は労災保険に特別加入していない者も多いこと
 - 労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の脳・心臓疾患や精神障害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上の脳・心臓疾患や精神障害の概要を把握するために必要な項目として、以下の事項について報告できることとする。
 - ① 報告者に関する情報（個人事業者等に代わって業種・職種別団体等が報告する場合）
 - ② 被災者の氏名、年齢、性別、業種、職種
 - ③ 発症日時
 - ④ 死亡又は休業見込（報告時点で確認できる範囲で可とする）
 - ⑤ 脳・心臓疾患及び精神障害の概要及びこれを発症するに至った原因（確認又は推定が可能な範囲で可とする）
 - ⑥ その他、脳・心臓疾患及び精神障害の発症と関連のある情報（直近、6か月の就業時間数、ストレスと感じていた要因等）
- ※ ②から⑥については個人事業者等に代わって業種・職種別団体等

が報告する場合は確認可能な範囲で可とする。

- 中小企業経営者や役員の脳・心臓疾患及び精神障害事案については、他の業務上災害と同様に、所属企業に報告を求めることとする。
- 個人事業者が労働者としても就業している場合の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、個人事業者（労働者）自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備する。その際、業種・職種別団体又は当該労働者を使用する事業者が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとする。
 - ※ 労働者としても就業している個人事業者が、労働者として就業していることが原因で脳・心臓疾患又は精神障害になったとして労災認定された事案については、当該労働者を雇用する事業者が労働者死傷病報告を提出する必要がある。

（3）業務上災害の分析等

- 個人事業者等が、自らが属する業種・業態における災害の傾向を把握することが可能となるよう、国は、労働者死傷病報告と同様、個人事業者等による災害データを分析・公表することとする。
- 業種・職種別団体は、災害の把握及び災害発生状況を分析し、その結果及びその結果を踏まえて必要となる災害防止対策について加入者に対して周知するよう努めることとする。

2 個人事業者等の危険有害作業に係る災害を防止するための対策

（1）個人事業者等自身による措置やその実行性を確保するための仕組み

【個人事業者等による機械等の安全の確保】（法第 20 条等、第 45 条関係）

- 法第 20 条等に基づく構造規格を具備していない機械等の使用禁止（安衛則第 27 条）などについて、事業者と同様に、個人事業者等についても使用を禁止とする。
- 法第 45 条に規定する特定の機械等は、主として労働者と個人事業者等の作業が混在して行われるような場面で使用されることが多いため、当該機械等に係る定期自主検査などについて、事業者と同様、個人事業

者にも検査の実施等を義務付けることとする。

- 上記の定期自主検査については、個人事業者等自らが持ち込んだ特定の機械等を対象にその実施を求めることを想定しているものである。なお、労働者が使用する機械等を個人事業者等も使用する場合には、労働者に当該機械等を使用させる事業者が定期自主検査を実施すべきものであり、個人事業者等は、当該機械を使用する際に定期自主検査が事業者によって行われていることを確認した場合には、自ら重ねて実施する必要はない旨を通達等で示すこととする。

【安全衛生教育の受講、危険有害業務に係る健康診断の受診等】（法第 59 条第 3 項、第 66 条第 2 項及び第 3 項関係）

- 特定の危険有害な業務について、危険有害業務に関する特別教育など、労働者であれば、事業者の義務として措置が講じられる安全衛生に関する講習や教育について、これを受けなければ、個人事業者等のみならず、周囲で作業する者にも危害を及ぼすおそれがあることから、該当する業務に従事する個人事業者等にもこれらの修了を義務付けることとする。
- 国は、特定の危険有害な業務について、労働者であれば、事業者に実施が義務づけられている特殊健康診断について、個人事業者等に対し、特殊健康診断と同様の健康診断を受けること及びその結果に基づく必要な精密検査や受診を促すこととする。
- 国は、注文者に対し、個人事業者等に対する教育・健診等に関する情報提供や受講・受診機会提供について配慮を求めることとする。また、個人事業者が適切に教育・健診等を受講・受診できるよう、情報提供すべき内容の明確化（注文する危険・有害作業の内容、取り扱う化学物質の種類・量など）を図ることとする。
- 国は、個人事業者等が作業を行う場を統括する者（建設工事の元方事業者や製造工場の事業者など）に対し、入場時に個人事業者等の安全衛生教育や健康診断の実施状況を確認する等の取組を促す（当該者が協力会社などにその確認を委任することも可能とするなど、運用面については配慮）こととする。
- 教育受講や特殊健診受診が必要となる危険有害業務を注文者が個人事業者等に請け負わせるに当たっては、それらの受講や受診のための経

費が適切に確保されるよう、国は、注文者に対し周知広報等により、理解を促すこととする。

【建設業等の混在作業現場における個人事業者等の対応】（法第 32 条関係）

- 法第 30 条（建設業、造船業）及び第 30 条の 2（製造業）に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象に「個人事業者等自身」が含まれることを明確化することに併せて、元方事業者が講ずる措置に関して法第 32 条に規定する請負人が講ずべき措置について、個人事業者等も同条の措置を実施する必要がある旨を明確化することとする。

【事業者が作業の一部を請け負わせる個人事業者等に対して講じる措置への個人事業者等の対応】（法第 22 条関係）

- 法第 22 条に関する省令の規定に基づき、事業者が労働者以外の作業に従事する者に対して立入禁止措置等を講じた場合には、労働者以外の者についても、労働者と同様に遵守する義務（安衛法第 26 条と同様の罰則付き規定）を負うよう規定（罰則つき義務規定）を整備することとする。
- 保護具の使用や作業方法の個人事業者等に対する周知に関連した事業者及び個人事業者等が講ずべき措置について引き続き詳細を検討中・・・別紙②

（2）注文者（発注者）による措置

【注文者の責務の範囲の明確化】（法第 3 条第 3 項関係）

- 法第 3 条第 3 項の規定は、建設工事の注文者に限定されたような規定となっていることから、建設工事以外の注文者にも広く適用される趣旨を明確にすることとする。
- 無理な工期・納期の設定（変更含む。）や当初予定していなかった条件の注文後の付与等は法第 3 条第 3 項の趣旨にそぐわないものである旨を明確にすることとする。
- 注文者による措置は、保護対象となる者の直近上位の注文者だけでなく、災害リスクをコントロールすることができる権限を有する者に対して措置を求めることを明確にすることとする。

(参考：想定されるケース)

直近上位の注文者にて対応可能：溶接作業に際して、直近上位の注文者が準備した防護衣が破損している

直近上位の注文者では対応困難：2次下請業者から請け負った配送業務において、配送先となる元請の現場の駐車スペースを使用できず、交通量が多い路上での荷下ろしを求められる

- 注文者が仕事を注文する際には、
 - ① 作業場所を指定する場合
 - ② 作業方法を指定する場合
 - ③ 作業に使用する機械・設備を指定する場合
 - ④ 作業に使用する原材料等を指定する場合があるなど、作業上の安全衛生への注文者の影響力は一律ではないため、注文者の関与の状況を踏まえ、具体的措置内容を明確化することとする。
- 国は、発注者となりうる個人や一般消費者に対し、仕事を注文する場合には、自らの発注条件が受注者の安全や健康に影響を及ぼす可能性があること（厳しい条件による発注は控えるべきこと）及び安全衛生に要する経費は必須のものである意識啓発を図ることとする。
- 運送業や短期間で行われる建設工事のように、発注ごとに作業場所や作業環境が異なり、作業時にはじめて具体的な状況が分かるような職種については、①作業場所を管理する者に作業環境の確保を求める、②発注者が作業場所を管理する者と協議し、あらかじめ作業内容や作業条件を契約時に明示するなどの対応を関係者に求めることとする。

【注文者等による安全上の指示】（法第 29 条関係）

- 法第 29 条に基づき、元方事業者は関係請負人に対し、安全衛生上の指示等を行うことが義務付けられているが、同条に基づくもの以外の「安全上の指示」と「指揮命令」との関係について、国は、現場の実態を踏まえて分かりやすく整理し、周知することとする。
- 上記の整理に当たっては、主要業種（建設業、製造業、造船業）の元方事業者から、現場において指揮命令に該当する可能性があるとして実施を躊躇した「安全上の指示」にはどのようなものがあるか、情報収集を行った上で、実態に即した整理を行うこととする。

【建設業等における混在作業現場における連絡調整】（法第 30 条、第 30 条

の2 関係)

- 法第 30 条（建設業、造船業）及び第 30 条の 2（製造業）に基づく混在作業による労働災害を防止するための統括管理の対象には「個人事業者等自身」が対象に含まれることが規定上明確になっていないが、現場における統括管理の実態や災害発生状況を踏まえ、これを明確化することとする。

【建設業等以外の業種の混在作業場所における連絡調整】

- 何らかの作業が行われる「一の場所」において、他の者により、荷の搬入・搬出作業や機械・設備のメンテナンス作業、建設工事などが混在して行われる場所について、当該場所を管理する者に対し、混在作業による労働災害を防止するための措置を義務づけることとする。具体的な措置内容は、法第 30 条等に基づく連絡調整等を参考にガイドライン等で示すこととする。

- ※ 建設業や製造業、造船業向けの元方事業者による安全管理に関する指針を参考に実態に即した具体的実施時事項を示すこととする。

- ※ 建設業や製造業、造船業の元方事業者が他業種の作業員も含めて統括管理下に置く場合は重ねて措置を講ずる必要はない旨を示すこととする。

- 混在作業に従事する者（個人事業者等含む。）にも必要な協力を求めることとする。

【特定事業の仕事を自ら行う注文者の講ずべき措置】（法第 31 条関係）

- 法第 31 条の規定について、「請負人の労働者に使用させる」、「労働者の労働災害を防止するため必要な措置」とされているが、建設物等による危険性・有害性は作業員が労働者であるか否かには関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。

【化学設備の改造等の作業に係る仕事の注文者が講ずべき措置】（法第 31 条の 2 関係）

- 法第 31 条の 2 の規定について、「労働者の労働災害を防止するため必要な措置」とされているが、化学設備等やその内部に存在する化学物質による危険性・有害性は作業員が労働者であるか否かには関係ないため、

「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。

【建設業の特定作業を自ら行う発注者等が講ずべき措置】（法第 31 条の 3 関係）

- 法第 31 条の 3 の規定について、「特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置」とされているが、車両系建設機械等を用いた共同作業による危険は作業者が労働者であるか否かには関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。

(3) 発注者以外の災害原因となるリスクを生み出す者等による措置

【機械等貸与者等の講ずべき措置等】（法第 33 条関係）

- 法第 33 条の規定について、「当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置（第 1 項）」、「操作による労働災害を防止するため必要な措置（第 2 項）」とされているが、貸与を受けた機械等による災害リスクは労働者であるか否かは関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。
- 規制対象の機械等は、「移動式クレーン」、「車両系建設機械」、「不整地運搬車」、「高所作業車」に限定されているが、陸上貨物運送事業においては、着荷主の事業場においてフォークリフトの貸与を受け、附帯業務として荷役作業をもとめられるとの実態も報告されていることから、災害の実態も踏まえつつ、「フォークリフト」などの危険性が高い機械等についても規制対象に含めることとする。これに併せて、規制対象に追加した機械等特有に講ずべき措置がある場合には講ずべき措置に追加する。

【建築物貸与者の講ずべき措置】（法第 34 条関係）

- 法第 34 条の規定について、「当該建築物等による労働災害を防止するため必要な措置」とされているが、貸与を受けた建築物による災害や健康障害のリスクは、建築物を使用する者が労働者であるか否かは関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。

- 規制対象としては、「事務所」、「工場」に限定しているが、災害の実態を踏まえ、スーパーマーケットのバックヤード、物流センター、倉庫、車庫、駐車場など災害が発生している場所も含めるよう見直すこととする。
- 措置内容としては、避難用出入口の保持など、建築物のハード面の措置が限定的に定められているが、災害の実態を踏まえ、作業場となる場合の通路の保持や墜落危険箇所の防護など災害の原因となっている措置も含めるよう見直すこととする。

【プラットフォーム等仕組みを提供する者による措置】

- プラットフォーマーが個人事業者等に行わせる危険有害業務の内容によっては、法第3条第3項の規定がプラットフォームにも当てはまる場合がある旨を解釈例規やガイドラインの策定といった手段を通じて明確化することにより、プラットフォームが配慮すべき具体的内容を明確にすることとする。
- 別途、フリーランス保護の観点から検討がなされているフリーランスに関する各種施策とも連携の上、国は、上記の趣旨を様々なチャンネルを通じ、事業者や注文者、プラットフォーム、個人事業者等に広く周知させることとする。
- プラットフォーマー等の業務形態や契約に着目した新たな規制の枠組み、諸外国の規制動向等にも注視しつつ、労働安全衛生法の既存の枠組みでは捉えきれない課題への対応についても将来的な検討課題の把握に努めることとする。

(4) 個人事業者等に作業の一部を請け負わせる事業者による対策

【個人事業者等に対する「退避」や「立入禁止等」などの措置】

- 法第25条に基づく「災害発生時等の作業場所からの退避」や法第20条、第21条に基づく「立入禁止等」については、ある作業場所の管理権限に着目した措置であり、雇用関係や請負関係にかかわらず、当該場所で作業に従事する者を対象として、事業者措置義務を課していることを踏まえれば、「有害性」と「危険性」で対応に差を設ける合理性はないため、法第22条以外の条文に関しても、速やかに所要の省令改正を行うこととする。

【個人事業者等に対する「保護具」や「作業方法」の周知】

- 法第 22 条に基づく「有害性」とは異なり、法第 20 条、第 21 条で規制されている「高所からの墜落による危険」、「機械による挟まれ、巻き込まれの危険」などは、視覚により作業者が容易に把握できる場合が多い一方、「高圧電路への接触による感電の危険」、「スレートの踏み抜きによる墜落」など視覚のみでは把握できないものがあるため、災害実態も含め、個々の規制について十分に精査する必要があることから、以下のとおり対応することとする。
 - ① 新たに創設する災害報告制度に基づき、個人事業者等による災害実態を把握し、法第 20 条、第 21 条に基づく個々の規制（立入禁止等に関するものを除く。）について、改正の必要性を精査の上、必要性が認められるものについて所要の改正を行う。
 - ② 上記①には一定の期間を要することから、所要の改正が行われるまでの間、ガイドライン等により、事業者に対して「保護具」や「作業方法」の周知を推奨する。

3 個人事業者等の過重労働、メンタルヘルス、健康確保等の対策

(1) 個人事業者等自身による健康管理

【一般的な健康管理】

- 国は、個人事業者等に対し、保険者が実施する特定健康診査等を活用し、1 年に 1 回、一般健康診断と同様の健康診断を受けること及びその結果に基づく必要な精密検査や受診を促すこととする。

【長時間の就業による健康障害の防止】

- 国は、個人事業者等に対し、個人事業者等自身で就業時間を把握し、疲労が蓄積することがないように睡眠・休養の確保も含めた体調管理を促すこととする。
- 国は、個人事業者等に対し、就業時間が長時間になりすぎないようにすることを促すこととする。この際、健康への影響を未然に防止する観点から、同様の業態で働く労働者に適用される労働時間の基準と同水準の就業時間とすることが望ましい旨を示すこととする。

- 国は、個人事業者等に対し、就業時間や疲労蓄積度をチェック・記録できるツール（アプリ）等を活用し、就業時間が長時間になってしまった場合に、疲労の蓄積があると感じる場合は、医師による面接指導を受けることを促すこととする。

【メンタルヘルス不調の予防】

- 国は、個人事業者等に対し、定期的にストレスチェックを受けることを促すこととする。
- 国は、個人事業者等に対し、高ストレスと判定された場合は、医師による面接指導や看護職、心理職等による健康相談を受けることを促すこととする。

【腰痛等の筋骨格系疾患等の防止】

- 国は、個人事業者等に対し、自宅も含め自らが就業する場所について、適切な環境を確保するよう促すこととする。
- 国は、個人事業者等に対し、長時間の座り作業や運転業務による腰痛を防止するため、作業姿勢、適切な椅子等の調整、休憩など、必要な対応の実施を促すこととする。
- 国は、パソコン等を使用する作業（情報機器作業）を行う個人事業者等に対し、作業による眼科疾患や筋骨格系疾患を防止するため、作業場所の明るさやディスプレイ・入力機器の選択・調整、作業台や作業姿勢の調整など、必要な対応の実施を促すこととする。
- 国は、情報機器作業に従事する個人事業者等に対し、定期的に情報機器作業に係る健康診断を受けることを促すこととする。

【個人事業者等のヘルスリテラシーの向上】

- 個人事業者等の自らの健康管理に対する意識を向上させるため、行政、業種・職種別の団体等が協力し、個人事業者等に対する周知・啓発を進めていくこととする。

（2）個人事業者等に対して健康リスクを生み出す者等による措置

【長時間の就業による健康障害の防止】

- 個人事業者等に仕事を注文する者又は当該仕事を管理する者（プラッ

トフォーマーも含む。以下「注文者等」という。)が個人事業者等に業務を委託するときは、個人事業者等の就業時間が長時間になりすぎないように、注文者等に対して、長時間就業による健康への影響を防止する観点から、安全衛生を損なうような長時間就業とならないような期日を設定するといった配慮を求めることとする。

- 注文者等から依頼される業務の性質上、就業時間が特定される場合は、就業時間が長時間になってしまった個人事業者等から求めがあった場合に、医師による面接指導を受ける機会を注文者等が提供するものとする。

(参考：以下に掲げるような特定のケースで働く個人事業者等を想定)

- ①注文者等が1日に配送すべき荷物量を指定するなど、注文者等が、日々の業務量を具体的に管理・指定しているようなケース
- ②映画の撮影現場のように、個人事業者側で業務量や業務時間を自由にコントロールできないようなケース
- ③個人事業者等が、注文者等の事業場に常駐して、注文者等の労働者や他の個人事業者等と共同で一つのプロジェクトに従事するなど、個人事業者側で業務時間を自由にコントロールできないケース

【メンタルヘルス不調の予防】

- 個人事業者等が就業により心身に不調を来たすことがないように、注文者等に対し、メンタル不調を予防する観点から、ガイドライン等（法第3条第3項関係）により、安全衛生を損なうような就業環境、就業条件とならないような配慮を求めることとする。
- 労働施策総合推進法や、フリーランス・事業者間取引適正化等法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）に盛り込まれているパワーハラスメントの防止措置等を踏まえ、注文者等に対して、パワーハラスメント等を防止するために必要な措置を講じることを求めることとする。

【健康診断の受診の促進】

- 国は、注文者等に対し、個人事業者等に対する健康診断に関する情報提供や受診機会提供について配慮を求めることとする。
- 個人事業者等の健康診断費用を安全衛生経費として契約に盛り込むことについては、以下のとおりとする。
 - ① 法第3条第3項においては、仕事を他人に請け負わせる者は、「安全

で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない」旨が定められており、これには「請負金の費目等」についての配慮も含まれる旨が通達で示されていることから、労働者であれば特殊健診が必要となる業務を反復・継続して個人事業者等に注文し、当該個人事業者等が常時、特殊健診が必要となる業務に就くこととなるような場合には、請負契約に当該健診費用を安全衛生経費として盛り込むことをガイドライン等により示し、注文者に対し促すこととする。

- ② 一般的な健康管理は個人事業者等自身で行うことが基本であるものの、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者にとっては、事業継続の観点からも望ましいことから、業務量や業務内容から、個人事業者等が専ら一者から注文を受けた仕事のみを行っているような場合であって、契約期間が1年を超えるような場合や、1つの業務の契約期間が1年に満たなくても特定の個人事業者等と繰り返し契約を締結している場合については、請負契約に一般健診費用を安全衛生経費として盛り込むことが望ましいことをガイドライン等により示すこととする。

ただし、40歳以上の個人事業者等については、高齢者医療確保法に基づき、保険者に特定健診（安衛法の一般健診と同じ健診項目）の実施が義務づけられており、個人事業者等は無料で健診を受診することができることから、一般健診費用を盛り込む必要はないこととする。

【作業環境による健康障害等の防止】

- 注文者等から依頼される業務の性質により就業場所が特定される場合も考えられるが、そのような場合は、当該就業場所の適切な環境確保のために必要な措置※が講じられていることを注文者等が確認しなければならないこととする。また、当該就業場所を注文者等が管理していない場合においては、当該場所を管理・貸与する者（建築物貸与者）に、これらの措置が講じられていることを確認しなければならないこととする。

（参考：必要な措置の内容）

室内の温度管理、気積の確保、照度の確保、便所の設置など

- 労働者が客先に常駐して就業する場合など、労働者の就業場所を事業者が自ら管理していない場合については、事業者は、当該場所を管理・

貸与する者（建築物貸与者）に必要な措置が講じられていることを確認しなければならないこととする。

4 個人事業者や小規模事業者に対する支援

【業種・職種別団体等の活用等、各種情報の共有】

- ①安全衛生に関する事項についての発注者側との協議、②業務上の災害を防止するために必要な事項や健康管理についての情報提供や教育サービスの提供、③個人事業者等に対する健康診断やストレスチェック等に関する支援、④個人事業者等による業務上の災害の把握など、個人事業者等の安全衛生向上に資する取組に業種・職種別の団体や仲介業者、個人事業者が就業する地域の自治体などが関与するよう働きかけることにより取組を促進し、国がそのような取組を必要に応じて支援する。
- 国は、個人事業者を支援する団体等の活動に対し、情報提供等の支援を行うこととする。団体等がない業界については、業界団体等の形成を促すための取組を進めることとする。また、優良な取組を行っている団体に対して、表彰などのインセンティブの付与について検討することとする。
- 国は、団体等に対する支援のほか、個人事業者等の健康管理を支援するため、以下の対応を行うこととする。
 - ・ 個人事業者等が活用可能な団体や国による支援について、広く周知広報を行う。
 - ・ 労働災害防止を目的として整備された各種情報・資料について、個人事業者等も活用しやすいよう、必要に応じ見直しを行い、個人事業者等に対して広くその活用を働きかける。
 - ・ 個人事業者等が就業時間を容易に管理できるツールの提供などの支援を行う。
 - ・ 現在労働者向けに提供されている職業性ストレス簡易調査票を個人事業者等向けに改良するなど、個人事業者等が活用できるツールの提供などの支援を行う。
 - ・ 産業保健総合支援センターで行う健康管理に関する研修や、こころの耳などの情報提供サイトの対象に、労災保険に特別加入している個人事

業者等も加え、必要な研修や情報発信を行う。

- ・ 地域産業保健センターによる支援の対象に、労災保険に特別加入している個人事業者等も加える。

【相談窓口】

- 業務の実施に伴う安全衛生の確保は、契約と表裏一体の側面があるため、個人事業者等の労働災害を防止するための相談窓口については、労働基準監督署だけでなく、既存の個人事業者等に対する相談窓口、業所管官庁などが連携して対応するような体制整備が必要であり、利用者がワンストップで利用できるよう、既存のチャンネルを活用し、効果的・効率的なものとする。